

②優先的検討指針等の整備の経緯と今後の整備予定

(1) 優先的検討指針 (平成27年12月15日)

- 優先的検討規程を策定する際に拠るべき準則として政府が定めたもの。
- 主に次に掲げる3要件について明記した優先的検討規程を策定することとしている。
 - ① 明確に定めた対象事業について優先的検討を行うこと
 - ② 客観的な基準によりPPP/PFI手法導入の適否を評価すること
 - ③ 評価の結果、PPP/PFI手法導入に適しないとした場合は、その評価内容を公表すること

(2) 優先的検討規程策定の手引 (平成28年3月17日)

地方公共団体が円滑に優先的検討規程を策定する際に参考となるものとして内閣府が作成したもの。次に掲げるもので構成。

- ① 指針とその解説
- ② 優先的検討規程のひな形
- ③ 簡易な検討の計算表 (費用総額比較を自動で計算できるエクセル形式のワークシート)

(3) 優先的検討規程 (平成28年度中に策定)

- 地方公共団体 (主に人口20万人以上)、各省各庁、公共法人 (独法、特殊法人、公社等) が策定。
- 優先的検討指針に基づき、PPP/PFI手法を優先的に導入するためのプロセス等を規定。

(4) 優先的検討規程運用の手引 (平成28年度中策定予定)

地方公共団体が円滑に優先的検討規程を運用する際に参考となるものとして内閣府が作成するもの。平成28年度中に策定予定。

(5) ガイドライン

各事業の特性を踏まえた優先的検討規程を策定できるよう、事業所管大臣が作成することができるもの。対象事業、適切なPPP/PFI手法の選択、簡易な検討等について解説。